

<目次>

- 消費者機構日本が認定NPOとして認められました。
- 集团的消費者被害救済制度シンポジウムご案内
- 消費者団体訴訟制度 意見交換ミーティング ご紹介
- 三井ホームエステート差止請求訴訟 第4回期日案内
- ワールドアベニュー約款等は正中間報告公表

消費者機構日本が認定NPOとして認められました。

消費者機構日本は、2011年1月31日付で認定NPO法人に認定されました。認定NPO法人とは、NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することにつき一定の要件を満たすものとして、国税庁長官の認定を受けたものをいいます。今回の認定の有効期間は、平成23年2月16日～平成28年2月15日の5年間です。

この認定NPO法人に対して支出した寄附金等には、税制上の特例措置が適用されます。

消費者機構日本の場合、この寄附金等には寄附金の他に賛助会員の会費も含まれ、平成23年2月16日以降に寄附者又は賛助会員が支出した寄附金、賛助会員会費が税制上の特例措置の対象となります。なお、正会員・協力会員の会費はこの寄附金等には含まれません。

今回、認定NPOとなったことを契機に、より幅広く寄附を募ってまいりたいと思います。会員の皆様におかれましても、お知り合いの方々への呼びかけなど、ご協力をお願い申し上げます。

税制上の特例措置の概要は以下のとおりです。

《個人が支出した寄附金等に対する特例措置》

- 個人が認定NPO法人である消費者機構日本に対し、当機構の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、当該寄附に係る支出金を特定寄附金とみなして寄附金控除の適用が認められます。
- これによって、その年中に支出した特定寄附金の合計額から2,000円を控除した金額をその年分の総所得金額等から控除できます。但し、特定寄附金の合計額が年間総所得金額の40%を超える場合には、40%相当額から2,000円を控除した金額が寄附金控除額となります。
- この特例措置の適用を受けるためには、寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、確定申告書に記載した特定寄附金の明細書と、その寄附金が当機構の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を当機構が証する書類を添付又は提示する必要があります。当機構が平成23年2月16日以降に受領した寄附金に対する領収書には、その旨を証する必要事項が記載してありますので、この領収書を添付又は提示して下さい。

《法人が支出した寄附金等に対する特例措置》

- 法人が認定NPO法人である消費者機構日本に対し、当機構の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金等（寄附金、賛助会員会費）がある場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金限度額の範囲内で損金算入が認められます。

- なお、これらの寄附金等の総額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。
- この特例措置の適用を受けるためには、寄附金等（寄附金、賛助会員会費）を支出した日を含む事業年度の確定申告書にその金額を記載するとともに明細書を添付し、その寄附金等が当機構の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を当機構が証する書類を保存しておく必要があります。当機構が平成23年2月16日以降に受領した寄附金、賛助会員会費に対する領収書には、その旨を証する必要事項が記載してありますので、この領収書を保存しておいて下さい。

**集团的消費者被害救済制度の早期実現を求める
『消費者シンポジウム』のご案内
～3月10日（木）、主婦会館プラザエフ、入場無料～**

全国消団連をはじめとする8団体（消費者機構日本も参加）で共催する消費者シンポジウム「集团的消費者被害救済制度を実現させましょう！」を、2011年3月10日、主婦会館プラザエフにおいて開催します。

このシンポジウムは、現在、消費者庁・消費者委員会で検討されている「集团的消費者被害救済制度」について、漫才やパネル・ディスカッションなどでわかりやすく紹介するものです。シンポジウムの詳細については別紙に添付した「ちらし」をご参照ください。

このテーマに関心のある多くの方のご参加をお待ちしています。

参加費無料・事前申込不要です。当日直接会場にお越しください。

【この件に関するお問合せ先】

全国消費者団体連絡会（担当 菅原） 電話 03-5216-6024

消費者機構日本（担当 小嶋） 電話 03-5212-3066

消費者団体訴訟制度 意見交換ミーティング ご紹介

消費者団体訴訟制度の運用状況と課題について幅広い市民の方々にお知らせし、制度の活用をはかっていく趣旨で、消費者庁の主催で「消費者団体訴訟制度意見交換ミーティング」が開催されますのでご紹介申し上げます。消費者機構日本の活動概況も紹介しますので、ご参加をご検討くださいますようお願いいたします。

【日時】 平成23年2月26日（土）14時～16時

【会場】 星陵会館 ホール（東京都千代田区永田町2-16-2 電話 03-3581-5650）

地図は、会館のホームページを参照ください。→<http://www.seiryokai.org/kaikan.html>

【参加申し込み】 下記のホームページよりお願いします。

<http://www.dantaisosho.com>

三井ホームエステート株に対する差止請求訴訟 第4回期日・説明会のご案内

すでにお知らせしておりますように、当機構は2010年9月6日、三井ホームエステート株に対して差止請求訴訟を提起しました。この訴訟の第4回期日が下記日時・場所で開催されます。本裁判に関しては消費者の関心が強いことを示す意味からも傍聴をお願い申し上げます。また、裁判終了後には、当方の代理人弁護士から裁判内容に関する説明会を開催します。

当日の傍聴・説明会の出席者数について、事前に人数を確認したいと思います。出席希望の方は「①所属②お名前③電話・メールアドレス」を事務局宛（メールsaitou@coj.gr.jp、FAX03-5216-6077）に、3月7日（月）までにご連絡ください。

<第4回期日>

日 時：2011年3月10日（木）午前10時～

場 所：東京地方裁判所民事第8部 601号法廷（※）

※東京家庭・東京地方・東京簡易裁判所合同庁舎（法務省合同庁舎C棟）6階

<説明会>

日 時：2011年3月10日（木）第4回期日終了後（午前10時30分頃から）

場 所：未 定（※）

※弁護士会館の会議室の予定です。会場が決まり次第、傍聴及び説明会への出席のご連絡をいただいた皆様に連絡します。

～差止請求訴訟費用 寄付（募金）のお願い～

現在、当機構では本差止請求訴訟費用の寄付（募金）をお願いしております。下記がゆうちょ銀行の募金（寄付）口座です。

当機構は認定NPO法人に認定されましたので、2月16日以降の寄付（募金）には、税制上の特例措置が適用されます。ぜひ、ご協力ください。

⇒認定NPO法人については、本ニュースレターの「消費者機構は認定NPO法人に認定されました！」を参照ください。

【ゆうちょ銀行からお振込みいただく場合の寄付（募金）口座】

口座記号番号 00140-9-496680
口 座 名 トクヒ) ショウヒシャキコウニッポン
特定非営利活動法人 消費者機構日本

【他金融機関からお振込みいただく場合の寄付（募金）口座】

店 名 ○一九（ゼロイチキュウ）
店 番 019
預金種目 当座預金
口座番号 0496680
口 座 名 トクヒ) ショウヒシャキコウニッポン
特定非営利活動法人 消費者機構日本

**留学あっせん事業者の「株式会社ワールドアベニュー」へ申入れ後、
同社で海外留学プログラム約款の改定作業等が進められています。**

当機構では、留学あっせん事業者である「株式会社ワールドアベニュー」（以下「ワールドアベニュー」という）に対して、「海外留学プログラム約款」（以下「本件約款」という）等の改善を2010年5月17日及び同年8月9日付けで申入れました。

これに対して、ワールドアベニューからは、海外留学プログラム約款等の改定・改善を進める旨の回答が同年12月5日付けでありましたので、その内容をお知らせします。

なお、同回答（海外留学プログラム約款の改定内容）には、不十分な部分も見られるため、当機構としては、引き続き改善への申入れ等を検討していくこととしています。

1. 当機構からの申入れ内容について

当機構では、本件約款やワールドアベニューの勧誘行為において、消費者契約法の不当な条項・行為に該当する可能性が考えられたため、次のとおり是正を申入れた。

- ① 次の規定は平均的損害を超えて損害賠償を予定しているため、削除を求める。
 - ア) 「お客様の都合による途中退校・帰国等によりプログラム実施を中断した場合、支払い済み費用は不返還」とする規定。
 - イ) 「申込金は理由の如何を問わず不返還」とする規定。
 - ウ) 契約締結日からの経過日数基準で、キャンセル料を一方的に定めている規定。
- ② 看護師プログラム契約で高レベルな語学力を要することに関して、不利益な事実（申込者のレベルによっては、平均的な努力では留学先学校に入学できない可能性や最終的に契約期間の1年半等には到達できないレベルである可能性）を告知せずに勧誘し契約締結させていたのであれば、その不当勧誘の停止を求める。

2. ワールドアベニューからの回答内容について

ワールドアベニューからは、次の改定（改善）予定が2010年12月5日付けで回答された。

- (1) 「契約取消時の申込金」については、契約日から起算した経過日数（役務提供）に応じて取消手数料を設定し、それを除いた残額の返金へ改定する。取消手数料は契約日から起算して「7日目以内」・「8日目以降19日目以内」・「20日目以降29日目以内」・「30日目以降」に区分し、留学プログラムコースに応じて設定する。

<例>：看護師資格取得プログラム（申込金は315,000円）の場合

契約取消時期（契約日から起算した経過日数）	取消手数料の額
7日目以内の取消	取消手数料は0円（全額返金）
8日目以降、19日目以内の取消	取消手数料は105,000円
20日目以降、29日目以内の取消	取消手数料は210,000円
30日目以降の取消	取消手数料は315,000円の全額

- (2) 「申込金以外のプログラム代金」は、契約解約・取消（渡航前・渡航後のプログラム中断も含む）ともに次の返金取り扱いとする。
 - ・ 入学・滞在等の諸手続きを開始している場合は、取消ができない費用を差し引いて返金する。なお、渡航先での学校・滞在先等各現地受入れ機関に掛かる費用は、当該の現地受入れ機関の規定に基づく解約料金を差し引いて、残額がある場合に返金する。
 - ・ 現地受入れ機関への諸手続き時に申込者へ個別に現地受入れ機関の規定を説明して確認いただくように事務取り扱いも改める。
- (3) 看護師資格取得プログラムにおける語学力については、英検等との一般的な対比資料など関係資料を工夫するほか、また申込予定者に現在の語学力と必要な語学力水準との乖離状況を確認いただくように要請し、その乖離状況も踏まえた相談と申込受けを行う取り扱いに改め、必要な語学力水準を一層理解できるように丁寧に説明していく。
- (4) 「海外留学プログラム約款」等の改定作業は、2011年1月中を目途に進める。